

議案第 84 号

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成 25 年 9 月 10 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸基幹集落センターを廃止するため、この条例を定めようとする。

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成16年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1の表中

「

22 関市洞戸基幹集落センター	関市洞戸市場294番地5	農林業その他の産業の経営及び住民の生活改善、社会教育、趣味等の活動をするための拠点的な総合施設
23 関市武儀基幹集落センター	関市中之保5685番地	

を

「

22 削除		
23 関市武儀基幹集落センター	関市中之保5685番地	農林業その他の産業の経営及び住民の生活改善、社会教育、趣味等の活動をするための拠点的な総合施設

に

改める。

別表第3の17関市洞戸基幹集落センターの表を次のように改める。

17 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。